

九州大学バイオリソース等の提供に関する規程

平成21年度九大規程第97号
施行：平成22年4月1日
最終改正：令和5年2月10日
(令和4年度九大規程第48号)

(趣旨)

第1条 この規程は、研究開発施設共用等促進費補助金（ナショナルバイオリソースプロジェクト）交付要綱（平成21年3月19日文科科学大臣決定）に基づき、九州大学（以下「本学」という。）が保有するバイオリソース及び当該バイオリソースに係る関連技術等（以下「バイオリソース等」という。）の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) バイオリソース 実験動植物やES細胞など幹細胞、各種生物の遺伝子材料等の生物遺伝資源をいう。
- (2) 提供 研究者等にバイオリソース等を提供することをいう。
- (3) 利用者 バイオリソース等の提供について承認を受けた者をいう。
- (4) 学術研究機関 科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号）第2条第1項各号の研究機関及び国外の研究機関のうちこれらの機関に準ずると当該バイオリソース等を管理する教育研究組織（以下「管理局」という。）の長が認める機関をいう。

(提供するバイオリソース等)

第3条 本学は、次の各号に掲げるバイオリソース等を提供するものとする。

- (1) カイコ
- (2) イネ
- (3) アサガオ

(バイオリソース等の提供管理者)

第4条 バイオリソース等の適正な管理を行うためにバイオリソース等毎に提供管理者を置き、管理局の職員のうちから当該管理局の長が指名した者をもって充てる。

(提供の申請及び承認)

第5条 提供を受けようとする者は、管理局の長が別に定める手続により当該管理局の長に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 管理局の長は、前項の申請が適当であると認めたときは、これを承認するものとする。

(提供の条件)

第6条 利用者は、バイオリソース等の提供管理者の指示等により、提供を受けるものとする。

- 2 利用者が受ける損害のうち、次の各号のいずれかに該当する場合には、提供管理者は、その責を負わない。

- (1) 天災地変等のやむを得ない事由により、バイオリソース等が提供できず、損害が生じたとき。
- (2) 利用者の責に帰すべき事由によって損害が生じたとき。

(提供に係る料金等及び納付の方法)

第7条 バイオリソース等の提供に係る料金（以下「提供料」という。）は、別表に定める額に送料実費分を加算した額とする。

- 2 利用者は、前項に規定する提供料を経費の振替又は本学が指定する口座への振込みにより、所定の期日までに支払わなければならない。

- 3 既納の提供料は、原則として返還しない。

(事務)

第8条 バイオリソース等の提供に係る事務は、事務局各課等の協力を得て研究・産学官連携推進部研究企画課及び管理局の事務部において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、バイオリソース等の提供に関し必要な手続等については、
管理部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年九大規程第22号）

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則（平成22年九大規程第182号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年九大規程第138号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年九大規程第159号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規程第128号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規程第109号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規程第78号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規程第101号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年度九大規程第21号）

この規程は、令和4年8月23日から施行する。

附 則（令和4年度九大規程第48号）

この規程は、令和5年3月1日から施行する。

別表

1. カイコ

バイオリソース		提供件数	提供料金	
			学術研究機関	学術研究機関以外
カイコ	幼虫	1件	2,230円	4,460円
		2件	3,040円	6,080円
		3件	3,850円	7,700円
		4件	4,770円	9,540円
		5件	5,570円	11,140円
		6件	6,380円	12,760円
		7件	7,420円	14,840円
		8件	8,230円	16,460円
		9件	9,040円	18,080円
		10件	10,080円	20,160円
	さなぎ 成虫 繭	1件	2,230円	4,460円
		2件	3,040円	6,080円
		3件	3,850円	7,700円
4件		4,770円	9,540円	
5件		5,570円	11,140円	
6件		6,380円	12,760円	
7件		7,190円	14,380円	
8件		8,000円	16,000円	
9件		8,810円	17,620円	
10件		9,620円	19,240円	
卵	1件	1,520円	3,040円	

	2 件	1,670 円	3,340 円
	3 件	1,830 円	3,660 円
	4 件	1,990 円	3,980 円
	5 件	2,150 円	4,300 円
	6 件	2,310 円	4,620 円
	7 件	2,460 円	4,920 円
	8 件	2,620 円	5,240 円
	9 件	2,780 円	5,560 円
	10 件	2,940 円	5,880 円
DNA	1 件	2,170 円	4,340 円
	2 件	2,650 円	5,300 円
	3 件	3,130 円	6,260 円
	4 件	3,610 円	7,220 円
	5 件	4,090 円	8,180 円
	6 件	4,570 円	9,140 円
	7 件	5,050 円	10,100 円
	8 件	5,530 円	11,060 円
	9 件	6,010 円	12,020 円
	10 件	6,480 円	12,960 円

注1) 1件ごとに提供するバイオリソースについては、幼虫は50頭、さなぎ及び成虫は30頭、繭は30個、卵は100~200個、DNAは5 μ lとする。

注2) 学術研究機関に幼虫、さなぎ、成虫、繭又はDNAを11件以上提供する場合は、10件の提供料金に1件ごとに、幼虫にあつては880円を、さなぎ、成虫又は繭にあつては830円を、卵にあつては160円を、DNAにあつては480円を加算する。

注3) 学術研究機関以外に幼虫、さなぎ、成虫、繭又はDNAを11件以上提供する場合は、10件の提供料金に1件ごとに、幼虫にあつては1,760円を、さなぎ、成虫又は繭にあつては1,660円を、卵にあつては320円を、DNAにあつては960円を加算する。

注4) 学術研究機関に凍結卵巣、凍結精巣、凍結精子より蘇生した卵を用いた幼虫、さなぎ、成虫又は繭を提供する場合は、提供料金に1系統ごとに、凍結卵巣又は凍結精巣使用にあつては20,830円を、凍結精子使用にあつては18,150円を、凍結卵巣・凍結精巣併用にあつては

33,170 円を、凍結卵巣・凍結精子併用にあつては 27,190 円を加算する。使用する凍結卵巣・精巣・精子の系統数は、提供希望件数に応じた数量とする。

注5) 学術研究機関以外に凍結卵巣、凍結精巣、凍結精子より蘇生した卵を用いた幼虫、さなぎ、成虫又は繭を提供する場合は、提供料金に1系統ごとに、凍結卵巣又は凍結精巣使用にあつては 41,660 円を、凍結精子使用にあつては 36,300 円を、凍結卵巣・凍結精巣併用にあつては 66,340 円を、凍結卵巣・凍結精子併用にあつては 54,380 円を加算する。使用する凍結卵巣・精巣・精子の系統数は、提供希望件数に応じた数量とする。

注6) 浸酸処理を必要とする場合は提供系統数にかかわらず、学術研究機関については1回当たり 1,900 円を、学術研究機関以外については1回当たり 3,800 円を加算する。

注7) カイコの提供に際し飼育用の桑の葉を必要とする場合、学術研究機関については、4月から11月までは 1,920 円/kg (以降 1 kg 増すごとに 570 円を加算)、12月から3月までは 3,430 円/kg (以降 1 kg 増すごとに 2,080 円を加算) で提供するものとし、学術研究機関以外については、4月から11月までは 3,840 円/kg (以降 1kg 増すごとに 1,140 円を加算)、12月から3月までは 6,860 円/kg (以降 1 kg 増すごとに 4,160 円を加算) で提供するものとする。

1-2. 凍結卵巣・精巣・精子蘇生卵 (カイコ)

バイオリソース		提供系統数	提供料金	
			学術研究機関	学術研究機関以外
カイコ	凍結卵巣蘇生卵	1 系統	21,710 円	43,420 円
	凍結精巣蘇生卵	1 系統	21,710 円	43,420 円
	凍結精子蘇生卵	1 系統	19,030 円	38,060 円
	凍結卵巣・凍結精巣併用蘇生卵	1 系統	34,050 円	68,100 円
	凍結卵巣・凍結精子併用蘇生卵	1 系統	28,080 円	56,160 円

注1) 1系統ごとに提供するバイオリソースは凍結卵巣、凍結精巣、凍結精子各1系統を使って蘇生した卵とし、提供する卵数は30個以上とする。

注2) 学術研究機関に2系統以上提供する場合は、提供料金に1系統ごとに、凍結卵巣蘇生卵又は凍結精巣蘇生卵にあつては 20,830 円を、凍結精子蘇生卵にあつては 18,150 円を、凍結卵巣・凍結精巣併用蘇生卵にあつては 33,170 円を、凍結卵巣・凍結精子併用蘇生卵にあつては 27,190 円を加算する。

注3) 学術研究機関以外に2系統以上提供する場合は、提供料金に1系統ごとに、凍結卵巣蘇生卵及び凍結精巣蘇生卵にあつては 41,660 円を、凍結精子蘇生卵にあつては 36,300 円を、凍結卵巣・凍結精巣併用蘇生卵にあつては 66,340 円を、凍結卵巣・凍結精子併用蘇生卵にあつては 54,380 円を加算する。

注4) 浸酸処理を必要とする場合は提供系統数にかかわらず、学術研究機関については1回当たり 1,900 円を、学術研究機関以外については1回当たり 3,800 円を加算する。

1-3. 培地細胞 (カイコ)

バイオリソース		提供ロット数	提供料金	
			学術研究機関	学術研究機関以外
カイコ	培地細胞 (無血清培地)	1 ロット (2 ml × 2 本)	2,950 円	5,900 円
	培地細胞 (血清入培地)	1 ロット (50 ml × 1 本)	3,950 円	7,900 円

注1) 培地細胞(無血清培地)を2ロット以上提供する場合は、提供料金に1ロットごとに、学術研究機関については 1,680 円を、学術研究機関以外については 3,360 円を加算する。

注2) 培地細胞(血清入培地)を2ロット以上提供する場合は、提供料金に1ロットごとに、学

術研究機関については2,680円を、学術研究機関以外については5,360円を加算する。

2. イネ

バイオリソース		提供系統数	提供料金				
			学術研究機関 (国内)	学術研究機関 以外 (国内)	学術研究機関 (国外)	学術研究機関 以外 (国外)	
イネ	種子 (一般)	1系統	1,120円	2,240円	6,050円	12,100円	
		2系統	1,180円	2,360円	6,110円	12,220円	
		3系統	1,240円	2,480円	6,170円	12,340円	
		4系統	1,300円	2,600円	6,220円	12,440円	
		5系統	1,350円	2,700円	6,280円	12,560円	
		6系統	1,410円	2,820円	6,340円	12,680円	
		7系統	1,470円	2,940円	6,400円	12,800円	
		8系統	1,530円	3,060円	6,450円	12,900円	
		9系統	1,580円	3,160円	6,510円	13,020円	
		10系統	1,640円	3,280円	6,570円	13,140円	
		11～20系統	1,960円	3,920円	6,880円	13,760円	
		21～30系統	2,270円	4,540円	7,200円	14,400円	
		31～40系統	2,570円	5,140円	7,500円	15,000円	
		41～50系統	2,880円	5,760円	7,810円	15,620円	
		51～100系統	3,630円	7,260円	8,550円	17,100円	
		101～200系統	4,840円	9,680円	9,770円	19,540円	
		201～300系統	6,050円	12,100円	10,980円	21,960円	
		301～400系統	7,260円	14,520円	12,190円	24,380円	
			種子 (ゲノム 情報付き)	1系統	2,520円	5,040円	6,710円
			2系統	4,310円	8,620円	8,500円	17,000円

	3 系統	6,100 円	12,200 円	10,290 円	20,580 円
	4 系統	7,890 円	15,780 円	12,090 円	24,180 円
	5 系統	9,690 円	19,380 円	13,880 円	27,760 円
	6 系統	11,480 円	22,960 円	15,670 円	31,340 円
	7 系統	13,270 円	26,540 円	17,460 円	34,920 円
	8 系統	15,060 円	30,120 円	19,250 円	38,500 円
	9 系統	16,860 円	33,720 円	21,050 円	42,100 円
	10 系統	18,650 円	37,300 円	22,840 円	45,680 円
	11 ～ 20 系統	36,590 円	73,180 円	40,780 円	81,560 円

注1) 種子（一般）とはゲノム情報付きではない種子をいう。

注2) 1 系統ごとに提供するバイオリソースについては、種子 20 粒とする。

注3) 種子（一般）を学術研究機関に 401 系統以上提供する場合は、100 系統単位の提供とし、301～400 系統の提供料金に、100 系統単位ごとに 1,220 円を加算する。

注4) 種子（一般）を学術研究機関以外に 401 系統以上提供する場合は、100 系統単位の提供とし、301～400 系統の提供料金に、100 系統単位ごとに 2,440 円を加算する。

注5) 種子（ゲノム情報付き）の提供上限は、1 利用者につき 20 系統/年とする。

3. アサガオ（一般系統）

バイオリソース		提供系統数	提供料金	
			学術研究機関	学術研究機関以外
アサガオ	種子	1 系統	910 円	1,820 円
		2 系統	1,010 円	2,020 円
		3 系統	1,120 円	2,240 円
		4 系統	1,230 円	2,460 円
		5 系統	1,330 円	2,660 円
		6 系統	1,480 円	2,960 円
		7 系統	1,580 円	3,160 円
		8 系統	1,690 円	3,380 円
		9 系統	1,790 円	3,580 円

	10 系統	1,900 円	3,800 円
	11 ~ 20 系統	2,950 円	5,900 円
	21 ~ 30 系統	4,080 円	8,160 円
	31 ~ 40 系統	5,140 円	10,280 円
	41 ~ 50 系統	6,190 円	12,380 円
	51 ~ 100 系統	11,600 円	23,200 円
	101 ~ 200 系統	22,470 円	44,940 円
	201 ~ 300 系統	33,350 円	66,700 円
	301 ~ 400 系統	44,220 円	88,440 円

注1) 系統ごとに提供するバイオリソースについては、種子10粒とする。

注2) 401系統以上の提供料金は、100系統単位の提供とし、301~400系統の提供料金に、100系統単位ごとに学術研究機関は10,880円、学術研究機関以外は21,760円を加算する。

3-2. アサガオ (ムラサキ系統)

バイオリソース		提供種子数	提供料金	
			学術研究機関	学術研究機関以外
アサガオ	種子	10 粒	910 円	1,820 円
		20 粒	910 円	1,820 円
		30 粒	910 円	1,820 円
		40 粒	910 円	1,820 円
		50 粒	1,010 円	2,020 円
		60 粒	1,150 円	2,300 円
		70 粒	1,150 円	2,300 円
		80 粒	1,150 円	2,300 円
		90 粒	1,150 円	2,300 円
		100 粒	1,150 円	2,300 円

	110 ～ 200 粒	1,360 円	2,720 円
	210 ～ 300 粒	1,640 円	3,280 円
	310 ～ 400 粒	1,850 円	3,700 円
	410 ～ 500 粒	2,060 円	4,120 円
	510 ～ 1000 粒	3,230 円	6,460 円
	1010 ～ 2000 粒	4,810 円	9,620 円
	2010 ～ 3000 粒	6,380 円	12,760 円
	3010 ～ 4000 粒	7,960 円	15,920 円

注1) 提供するバイオリソースについては、種子10粒単位の提供とする。

注2) 4010粒以上の提供料金は、1000粒単位の提供とし、3010～4000粒の提供料金に、1000粒ごとに学術研究機関は1,580円、学術研究機関以外は3,160円を加算する。